

「ネイチャーファイナンス実践ガイドライン（案）」 に関する意見募集（パブリック・コメント）について

令和8年7月21日

「ネイチャーファイナンス実践ガイドライン（案）」について、広く国民の皆様からの御意見を募集するため、令和8年7月21日（火）から同年8月9日（日）まで意見募集（パブリック・コメント）を実施します。

1. 概要

我が国では、「生物多様性国家戦略 2023-2030」において「2030 年ネイチャーポジティブ」の実現をミッションとして掲げ、「ネイチャーポジティブ経済の実現」を基本戦略の1つに位置付けています。2024 年3月には「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」を、2025 年7月には「ネイチャーポジティブ経済移行戦略ロードマップ」を公表し、官民で連携して企業のネイチャーポジティブ経営への移行を進めています。

本ロードマップにおいて、「ネイチャーファイナンスの拡大・質向上」を掲げており、ネイチャーポジティブ経済研究会（2022 年に環境省が設置。有識者、事業会社、金融会社、業界団体等によって構成。）の下に「ファイナンスにおけるネイチャーポジティブ配慮等に関するコアメンバー会議」を設置し、昨年から検討・議論を重ねていただきました。

あらゆる経済活動が自然資本に影響を与えるとともに依存していることへの認識が企業において高まっている一方、投資家・金融機関におけるネイチャーファイナンスの実践は、自然関連のリスクと機会の把握が気候変動対応よりも複雑であることもあり、緒についた段階です。

以上の経緯を踏まえ、今般、投融資判断に自然資本への考慮を組み込むことを支える実践的ガイドラインを策定します。これに当たり、今回意見募集（パブリック・コメント）を実施するものです。

2. 意見募集要領

（1）問合せ先

環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性主流化室
東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館/電話 03-5521-8150

（2）意見募集対象

別添 ネイチャーファイナンス実践ガイドライン（案）

（3）資料の入手方法

①インターネットによる閲覧

電子政府の総合窓口[e-Gov] <https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

②郵送による送付

郵送による送付を希望される方は、450 円切手を貼付し、宛先に送付先の郵便番号、住所及び氏名を明記した返信用封筒（A4版の冊子が折らずに入るサイズのもの）を同封の上、『ネイチャーファイナンス実践ガイドライン（案）に関する意見募集関係資料希望』と封筒表面に明記し、期限までに十分な余裕を持って、上記（1）の問合せ先まで送付してください。切手が貼付された返信用封筒が同封されていない場合は受け付けかねますので、あらかじめ御了承願います。

(4) 意見募集期間

令和8年7月21日(火)～同年8月9日(日) 必着

(5) 意見提出方法

①電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」の意見提出フォームから御提出ください。

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

②郵送の場合

以下の意見提出様式により、以下の宛先まで御提出ください。

<宛先>

環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性主流化室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館

※封筒の表面に『ネイチャーファイナンス実践ガイドライン(案)に対する意見』と記載してください。

【意見提出様式】

[宛先] 環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性主流化室

[件名] 「ネイチャーファイナンス実践ガイドライン(案)」に対する意見

[氏名] (企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)

[郵便番号・住所]

[電話番号]

[メールアドレス]

[意見] (該当箇所を明記の上、できるだけ簡潔に記載してください。)

- ・ 該当箇所(ファイル名、ページ、項目番号を付すなど該当箇所を明記してください。)
- ・ 意見内容
- ・ 理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付または併記してください。)

<注意事項>

○御意見は日本語で御提出ください。

○1つの意見フォームにつき1つの御意見を記載してください。

○電話や匿名での御意見は受け付けておりません。

○御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、全て公開される可能性があります。

○御意見に対する個別の回答はいたしかねますので御了承ください。

○締切日までに到着しなかったものは受付の対象外となります。

○記入漏れがあるもの、下記に該当する内容を含むものなどは、受付の対象外となる場合があります。

- ・「ネイチャーファイナンス実践ガイドライン(案)」の内容と無関係なもの
- ・特定の個人・法人等が識別され得るもの
- ・個人・法人・事業等の権利利益を害するおそれがあるもの
- ・個人・法人・事業等の誹謗中傷に該当するもの
- ・事業・ホームページ・思想等の宣伝・広告に該当するもの
- ・記載された情報が虚偽であると判明したもの